

川崎市木材利用促進事業補助制度

～多くの方が使用する施設・店舗の木質化を支援します～

本事業は、多くの市民が利用する民間建築物等において、木質化等により木材を積極的かつ効果的に活用する取組に対し、木質化に係る費用の一部を支援するものです。

補助の条件

補助対象となる物件は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○対象施設の所有者、若しくは対象施設で事業を行う法人又は個人 ○補助対象施設において、木材利用促進に関する市の施策へ協力する者 ○破産手続き、税滞納等を行っていない者 <p style="text-align: right;">等</p>
補助対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの方が利用するなど、木材利用の効果がPRできる施設であること（利用者数が年間1万人以上であるか、またはそう見込まれる施設で、公共空間（公園、広場、公開空地、歩道等）と連続して木造、木質化するような設えとなっているもの） ○幼稚園及び保育園等の未就学児が利用する施設であること ○国産木材が目立つ形で使用されていること ○木材に関する他の補助又は助成を受けていないこと ○原則年度内に補助対象工事等が完了する施設であること <p style="text-align: right;">等</p>

補助額

○補助対象事業（木材については、国産材に限る）

木質化工事	○木質化に係る必要な工事費（設計費は除く）
木製什器設置	○木製什器等の購入、組立て、設置、運搬に係る経費（幼稚園及び保育園等の未就学児が利用する施設に限る）

○補助率・補助限度額

補助率：1/2

補助限度額：250万円

〔年間10万人以上が利用し、特に高い効果が見込まれると審査会で判断され、交付決定を受けたものは500万円〕

※補助金交付から3年間（特に高い効果が見込まれると審査会で判断され、250万円を超える補助金額の交付決定を受けたものは8年間）は補助対象財産の処分または転用には制限があり、市長の承認を受ける必要があります。

【参考】対象施設イメージ



TACHIBANA HUT（地域交流スペース）



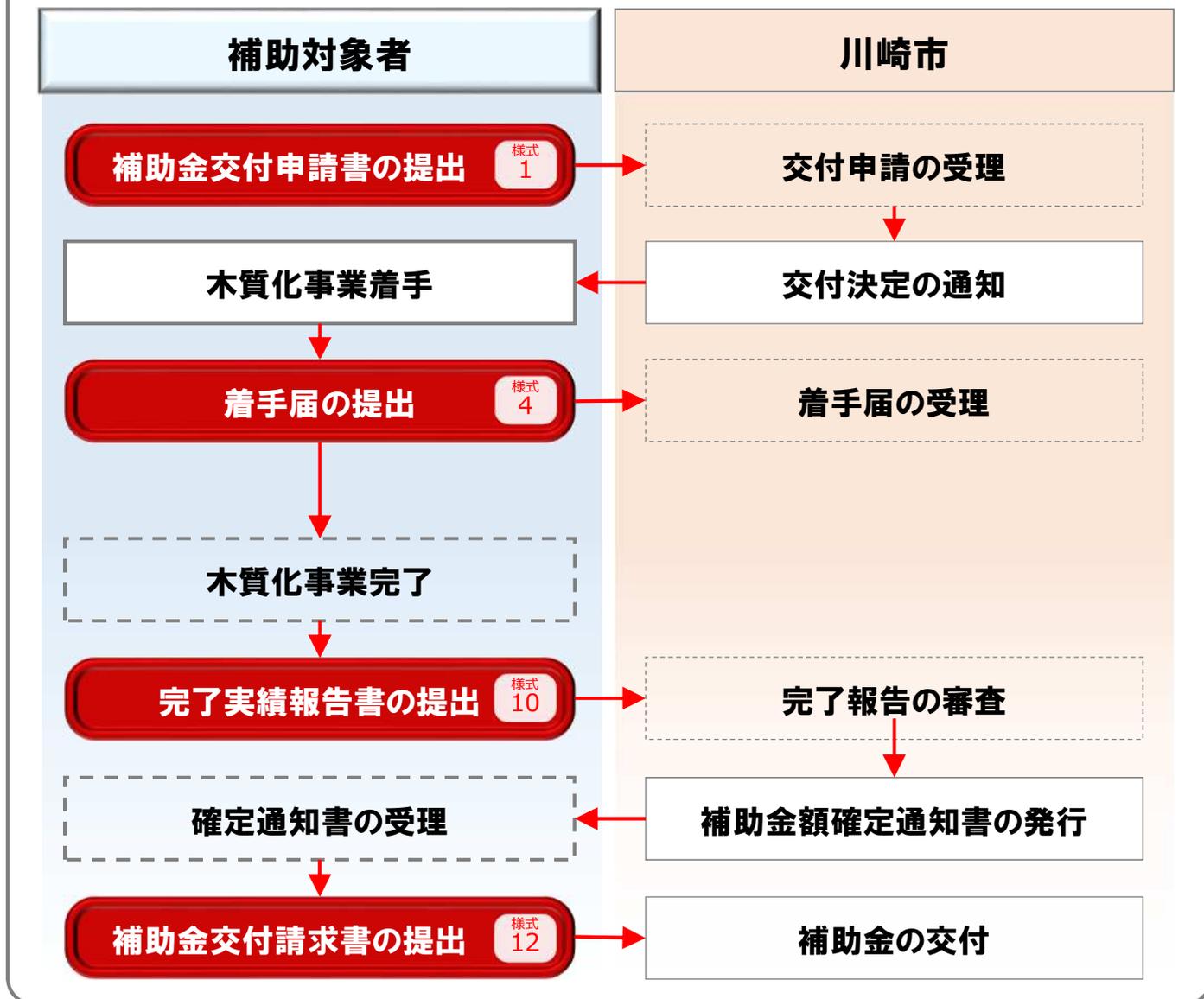
新百合ヶ丘駅前バスターミナル



市内保育園（木製遊具）

事業の流れ

補助対象者は、下図の赤囲み部分において、所定の手続を行う必要があります。



令和7年度の募集について

○提出方法

補助金交付申請書（様式1）に必要事項を添えて、下記URLからオンラインで申請してください。

○補助金交付申請書受付開始日

令和7年5月1日（木）

問い合わせ先・申請先(オンライン申請)

川崎市役所まちづくり局総務部企画課

電話：044-200-2703

E-mail：50kikaku@city.kawasaki.jp

オンライン申請先：右の二次元コード参照（本事業HP）

(URL：http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000109178.html)



«二次元コード»



令和7年4月21日更新